

辻かおる 出前通信

一人の声から政策実現!



辻かおるの
「実現しましたマーク」
どんどん増やしていきます!



“辻かおる”にお気軽にご相談下さい。
また、お気づきの点など、ご一報頂ければ幸いです。



千川中学校時代は、吹奏楽部で打楽器を担当し部長も務めました。写真は、3年前のOB会で久しぶりに演奏した時のものです。

【住所】〒171-0043 東京都豊島区要町2-5-13 【電話&FAX】03-3974-7736 【メールアドレス】k_tsuji@a.toshima.ne.jp
【公式HP】<http://kaoru-tsuji.com/> 【ブログ】辻かおるの出前通信 検索 【フェイスブック・辻かおる】随時投稿しています!

【発行者】公明党豊島区議団 豊島区南池袋2-45-1 電話 3981-1428 ◆平成27年8月

1 ごあいさつ

平成27年第2回臨時議会において、副議長に選任されました。豊島区議会の公正公平な運営を期すとともに、今年度も全議員参加による議会報告会を開催するなど、より区民に開かれた議会を目指してまいり所存です。

皆様からのご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。



議長に代わって議事を進行

2 第2回区議会定例会を終えて

定例会初日は、ふるぼう知生議員の委員会欠席を巡って議会が紛糾。「ふるぼう知生議員の猛省とより誠実な謝罪ならびに再発防止を求める決議」が可決され、本会議が夜中の12時に終了するという波乱の幕開けとなりました。しかし、最終日は議案などの議決も順調に行われ無事終了しました。

豊島区議会は、今後とも区民から負託を受けた議員として、議会最優先の基本を守ってまいります。



議会が紛糾した初日の本会議場

3 つながりにくい新庁舎コールセンターの改善を要望!

新庁舎オープン後の課題として、「コールセンターがつながりにくい」との区民からの苦情を受けて、早速一般質問で区に改善を要望しました。区からは、「オペレーター全体のレベルの引き上げと、取り次ぎの正確性の向上をより強化していく」との答弁があり、現在は改善されてきております。

また、新庁舎周辺の案内看板が少ない、地下鉄東池袋駅改札からの案内表示が小さい、との指摘に対して、区は新庁舎開庁時に仮設の案内看板を設置し、6月にはグリーン大通りに正式な案内プレートを設置しました。

一方、都道や地下鉄構内など区以外の管理者の場所については、細かな許可基準があり、わかりやすいサイン設置が出来ていない状況にあるため、関係方面に実情を訴え、迷わず来庁できるよう措置を講じていくことになりました。



左:新庁舎完成直後の案内看板
右:1ヶ月後に設置された案内プレート



地下鉄東池袋駅改札からの案内

4 西部区民事務所など暫定活用施設が10月にオープン!

(仮称)西部地域複合施設建設が長期凍結となったことを受けて、暫定活用施設の建設を進めてまいりましたが、10月13日(火)にオープンすることになりました。(詳細は、8月1日付け広報としまをご覧下さい。)

各施設の概要

施設種類	面積	想定される利用方法	その他
多目的ホール (旧体育館)	約550㎡ (アリーナ部)	・屋内スポーツ競技 ・合唱練習などの文化活動	無料開放有り
グラウンド	約2,000㎡	・少年野球他、子ども向け球技	無料開放有り
会議室	約100㎡	・各種会議	飲食不可



グラウンドの整備状況(8月3日撮影) 事務所の整備状況(同日撮影)

西部区民事務所完成予想図



5 安全・安心まちづくりセミナーの開催に協力!

道路交通法の改正により、平成27年6月1日から自転車運転者講習制度が施行されました。これを受けて、西池文化会から辻かおるに対してセミナー開催の協力要請がありました。そこで、「安全・安心まちづくりセミナー」の開催にあたり、会場や講師の手配などのお手伝いをさせていただきました。

当日は、豊島区交通対策課や目白警察署の協力により、特殊詐欺対策なども学ぶことが出来ました。今後ともライフワークである安全・安心まちづくりを積極的に進めてまいります。



としまセンタースクエアにて

6 としまテレビ「としま情報スクエア」に生出演!

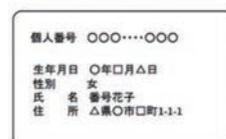
新庁舎1階に、としまテレビ・サテライトスタジオが開設されました。そこで、区議会の毎定例会後に、豊島区広報番組「としま情報スクエア」に正副議長が出演し、議会報告を行うことになりました。初回の7月25日には、第2回定例会の報告を行いました。

注目している条例を報告する中で辻かおるは、本年10月、いわゆるマイナンバー法が施行されることを取り上げました。マイナンバーとは、区民一人ひとりが持つ12桁の番号のことで社会保障や税、さらに災害対策分野で個人の情報を適切かつ効率的に管理するために活用するものです。

先ず10月に、個人番号(マイナンバー)をお知らせする「通知カード」が、皆さまの住民票の住所に送付されます。その後、区に申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の電子申請など各種サービスに利用できる予定です。



「としま情報スクエア」に出演



「通知カード」イメージ



「個人番号カード」イメージ(表)



(裏)